

新 旧 対 照 表

旧	新
用地調査等共通仕様書 (農地編) 令和<u>4</u>年<u>7</u>月 静岡県経済産業部農地局	用地調査等共通仕様書 (農地編) 令和<u>6</u>年<u>8</u>月 静岡県経済産業部農地局

平成27年6月26日付け農整第 233号 全部改正
平成28年6月21日付け農整第 193号 一部改正
平成30年7月30日付け農整第 204号 一部改正
令和3年3月1日付け農整第 555号 一部改正
令和4年7月21日付け農整第 411号 一部改正

平成27年6月26日付け農整第 233号 全部改正
平成28年6月21日付け農整第 193号 一部改正
平成30年7月30日付け農整第 204号 一部改正
令和3年3月1日付け農整第 555号 一部改正
令和4年7月21日付け農整第 411号 一部改正
~~令和6年7月18日付け農整第 193号 一部改正~~

用地調査等共通仕様書

目 次

第 1 章 （略）

第 2 章 用地調査等業務の基本的処理方法

第 1 節 用地調査等業務の実施手続

第11条～第31条 （略）

第32条 安全等の確保	15
第33条 低入札業務において講じる措置	15
第34条 行政情報流出防止対策の強化	16
第35条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	17
第36条 保険加入の義務	17

第 2 節 数量等の処理

第37条 建物等の計測	17
第38条 図面等に表示する数値及び面積計算	17
第39条 計算数値の取扱い	18
第40条 補償額算定調査に計上する数値	18
第41条 補償額の端数処理	18

第 3 章 権利調査

第 1 節 調査

第42条 権利調査	18
第43条 地図の転写	19
第44条 土地の登記記録の調査	19
第45条 建物の登記記録の調査	19
第46条 権利者の確認調査	20
第47条 墓地管理者等の調査	20
第48条 土地利用履歴等の調査	20

第 2 節 調査書等の作成

第49条 転写連続地図の作成	20
第50条 調査書の作成	20

第 4 章 用地測量

第 1 節 境界確認

第51条 公共用地境界の打合せ	21
第52条 資料の作成及び立会い	21
第53条 境界確定後の図書の作成	21

用地調査等共通仕様書

目 次

第 1 章 （略）

第 2 章 用地調査等業務の基本的処理方法

第 1 節 用地調査等業務の実施手続

第 11 条～第 31 条 （略）

第 32 条 安全等の確保	16
第 33 条 低入札業務において講じる措置	16
第 34 条 行政情報流出防止対策の強化	17
第 35 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	17
第 36 条 保険加入の義務	18

第 2 節 数量等の処理

第 37 条 建物等の計測	18
第 38 条 図面等に表示する数値及び面積計算	18
第 39 条 計算数値の取扱い	19
第 40 条 補償額算定調査に計上する数値	19
第 41 条 補償額の端数処理	19

第 3 章 権利調査

第 1 節 調査

第 42 条 権利調査	19
第 43 条 地図の転写	19
第 44 条 土地の登記記録の調査	20
第 45 条 建物の登記記録の調査	20
第 46 条 権利者の確認調査	20
第 47 条 墓地管理者等の調査	21
第 48 条 土地利用履歴等の調査	21

第 2 節 調査書等の作成

第 49 条 転写連続地図の作成	21
第 50 条 調査書の作成	21

第 4 章 用地測量

第 1 節 境界確認

第 51 条 公共用地境界の打合せ	22
第 52 条 資料の作成及び立会い	22
第 53 条 境界確定後の図書の作成	22

第54条	立会い準備	21
第55条	復元測量	21
第56条	境界立会いの画地及び範囲	22
第57条	境界立会い	22
第2節	境界測量	
第58条	用地測量の基準点	23
第59条	境界測量	23
第60条	用地境界仮杭の設置	23
第3節	面積計算の範囲	
第61条	面積計算の範囲	23
第4節	用地実測図等の作成	
第62条	用地実測図等の作成	24
第63条	不動産調査報告書の作成	24
第63条の2	関係官公庁への手続き等	24
第5章	土地評価	
第64条	土地評価	25
第65条	土地評価の基準	25
第66条	現地踏査及び資料作成	25
第67条	標準地の選定及び標準地調査書の作成	26
第68条	標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	26
第69条	残地等に関する損失の補償額の算定	26
第6章	建物等の調査	
第1節	調査	
第70条	建物等の調査	26
第71条	建物等の配置等	26
第72条	法令適合性の調査	27
第73条	木造建物	27
第74条	木造特殊建物	27
第75条	非木造建物	27
第76条	機械設備	27
第77条	生産設備	27
第78条	附帯工作物	28
第79条	庭園	28
第80条	墳墓	28
第81条	立竹木等	28
第82条	石綿	28
第2節	調査書等の作成	

第54条	立会い準備	22
第55条	復元測量	22
第56条	境界立会いの画地及び範囲	23
第57条	境界立会い	23
第2節	境界測量	
第58条	用地測量の基準点	23
第59条	境界測量	24
第60条	用地境界仮杭の設置	24
第3節	面積計算の範囲	
第61条	面積計算の範囲	24
第4節	用地実測図等の作成	
第62条	用地実測図等の作成	25
第63条	不動産調査報告書の作成	25
第63条の2	関係官公庁への手続き等	25
第5章	土地評価	
第64条	土地評価	26
第65条	土地評価の基準	26
第66条	現地踏査及び資料作成	26
第67条	標準地の選定及び標準地調査書の作成	27
第68条	標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成	27
第69条	残地等に関する損失の補償額の算定	27
第6章	建物等の調査	
第1節	調査	
第70条	建物等の調査	27
第71条	建物等の配置等	27
第72条	法令適合性の調査	28
第73条	木造建物	28
第74条	木造特殊建物	28
第75条	非木造建物	28
第76条	機械設備	28
第77条	生産設備	28
第78条	附帯工作物	29
第79条	庭園	29
第80条	墳墓	29
第81条	立竹木等	29
第82条	石綿	29
第2節	調査書等の作成	

第83条 建物等の配置図の作成	28	第 83 条 建物等の配置図の作成	29
第84条 法令に基づく施設改善	28	第 84 条 法令に基づく施設改善	30
第85条 木造建物	29	第 85 条 木造建物	30
第86条 木造特殊建物	29	第 86 条 木造特殊建物	30
第87条 非木造建物	29	第 87 条 非木造建物	30
第88条 機械設備	29	第 88 条 機械設備	30
第89条 生産設備	29	第 89 条 生産設備	30
第90条 附帯工作物	30	第 90 条 附帯工作物	31
第91条 庭園	30	第 91 条 庭園	31
第92条 墳墓	30	第 92 条 墳墓	31
第93条 立竹木等	30	第 93 条 立竹木等	31
第94条 石綿	30	第 94 条 石綿	31
第3節 算定		第3節 算定	
第95条 移転先の検討	30	第 95 条 移転先の検討	31
第96条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	31	第 96 条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定	32
第97条 木造建物	31	第 97 条 木造建物	32
第98条 木造特殊建物	31	第 98 条 木造特殊建物	32
第99条 非木造建物	31	第 99 条 非木造建物	32
第100条 照応建物の詳細設計	31	第 100 条 照応建物の詳細設計	32
第101条 機械設備	31	第 101 条 機械設備	33
第102条 生産設備	32	第 102 条 生産設備	33
第103条 附帯工作物	32	第 103 条 附帯工作物	33
第104条 庭園	32	第 104 条 庭園	33
第105条 墳墓	32	第 105 条 墳墓	33
第106条 立竹木等	32	第 106 条 立竹木等	33
第7章 営業その他の調査		第7章 営業その他の調査	
第1節 調査		第1節 調査	
第107条 営業その他の調査	32	第 107 条 営業その他の調査	33
第108条 営業に関する調査	32	第 108 条 営業に関する調査	33
第109条 居住者等に関する調査	32	第 109 条 居住者等に関する調査	33
第110条 動産に関する調査	33	第 110 条 動産に関する調査	34
第2節 調査書の作成		第2節 調査書の作成	
第111条 調査書の作成	33	第 111 条 調査書の作成	34
第3節 算定		第3節 算定	
第112条 補償額の算定	33	第 112 条 補償額の算定	34
第8章 消費税等調査		第8章 消費税等調査	
第113条 消費税等に関する調査等	33	第 113 条 消費税等に関する調査等	35

第114条 調査	33	第 114 条 調査	35
第115条 補償の要否の判定等	34	第 115 条 補償の要否の判定等	35
第 9 章 予備調査		第 9 章 予備調査	
第 1 節 調査		第 1 節 調査	
第116条 予備調査	34	第 116 条 予備調査	36
第117条 企業内容等の調査	34	第 117 条 企業内容等の調査	36
第118条 敷地使用実態の調査	35	第 118 条 敷地使用実態の調査	36
第119条 建物調査	35	第 119 条 建物調査	37
第120条 機械設備等調査	35	第 120 条 機械設備等調査	37
第 2 節 調査書等の作成		第 2 節 調査書等の作成	
第121条 企業概要書	36	第 121 条 企業概要書	37
第122条 配置図	36	第 122 条 配置図	37
第123条 建物、機械設備等の図面作成	36	第 123 条 建物、機械設備等の図面作成	37
第124条 移転計画案の作成	36	第 124 条 移転計画案の作成	37
第 3 節 算定		第 3 節 算定	
第125条 補償概算額の算定	37	第 125 条 補償概算額の算定	38
第10章 移転工法案の検討		第 10 章 移転工法案の検討	
第 1 節 調査		第 1 節 調査	
第126条 移転工法案の検討	37	第 126 条 移転工法案の検討	38
第127条 企業内容等の調査	37	第 127 条 企業内容等の調査	38
第128条 敷地使用実態の調査	37	第 128 条 敷地使用実態の調査	39
第 2 節 調査書等の作成		第 2 節 調査書等の作成	
第129条 企業概要書	38	第 129 条 企業概要書	39
第130条 移転工法案の作成	38	第 130 条 移転工法案の作成	40
第131条 補償額の比較	39	第 131 条 補償額の比較	40
第11章 再算定業務		第 11 章 再算定業務	
第132条 再算定業務	39	第 132 条 再算定業務	40
第133条 再算定の方法	39	第 133 条 再算定の方法	40
第12章 補償説明		(削除)	
第134条 補償説明	39		
第135条 概況ヒアリング等	39		
第136条 説明資料の作成等	40		
第137条 権利者に対する説明	40		
第138条 記録簿の作成	40		
第139条 説明後の措置	40		

第13章 地盤変動影響調査等		第12章 地盤変動影響調査等	
第1節 調査		第1節 調査	
第140条 地盤変動影響調査	40	第134条 地盤変動影響調査	41
第141条 調査	40	第135条 調査	41
第141条の2 水準測量	41	第135条の2 水準測量	41
第142条 費用負担の要否の検討	41	第136条 費用負担の要否の検討	41
第2節 算定		第2節 算定	
第143条 費用負担額の算定	41	第137条 費用負担額の算定	41
第3節 費用負担の説明		第3節 費用負担の説明	
第144条 費用負担の説明	41	第138条 費用負担の説明	42
第145条 概況ヒアリング等	41	第139条 概況ヒアリング等	42
第146条 説明資料の作成等	41	第140条 説明資料の作成等	42
第147条 権利者に対する説明	42	第141条 権利者に対する説明	42
第148条 記録簿の作成	42	第142条 記録簿の作成	42
第149条 説明後の措置	42	第143条 説明後の措置	42
第14章 事業認定申請図書等の作成		第13章 事業認定申請図書等の作成	
第150条 事業認定申請図書等の作成	42	第144条 事業認定申請図書等の作成	43
第151条 事業認定申請図書の作成	42	第145条 事業認定申請図書の作成	43
第152条 事業計画の説明	43	第146条 事業計画の説明	43
第153条 現地踏査	43	第147条 現地踏査	43
第154条 起業地の範囲の検討	43	第148条 起業地の範囲の検討	43
第155条 事業認定申請図書の作成方法	43	第149条 事業認定申請図書の作成方法	43
第156条 事前相談用資料の作成方法	43	第150条 事前相談用資料の作成方法	43
第157条 事前相談用資料の提出	43	第151条 事前相談用資料の提出	44
第158条 本申請図書の作成	44	第152条 本申請図書の作成	44
第159条 裁決申請図書の作成	44	第153条 裁決申請図書の作成	44
第160条 現地踏査	44	第154条 現地踏査	44
第161条 裁決申請図書の作成方法	44	第155条 裁決申請図書の作成方法	44
第162条 明渡裁決申立図書の作成	44	第156条 明渡裁決申立図書の作成	45
第163条 現地踏査	44	第157条 現地踏査	45
第164条 明渡裁決申立図書の作成方法	44	第158条 明渡裁決申立図書の作成方法	45
第15章 管理担当課への引継図書の作成		第14章 管理担当課への引継図書の作成	
第165条 公図等の転写	45	第159条 公図等の転写	45
第166条 公図等転写連続図作成	45	第160条 公図等転写連続図作成	45
第167条 土地の登記記録調査	45	第161条 土地の登記記録調査	45
第168条 実測平面図等の整理	45	第162条 実測平面図等の整理	46
第169条 土地買取調書の作成	45	第163条 土地買取調書の作成	46

第16章 土地調査及び物件調書の作成等		第 15 章 土地調査及び物件調書の作成等	
第170条 土地調書等の作成	45	第 164 条 土地調書等の作成	46
第17章 写真台帳の作成		第 16 章 写真台帳の作成	
第171条 写真台帳の作成	46	第 165 条 写真台帳の作成	46
別紙 成果物一覧表	47	別紙 成果物一覧表	49
様式第 1 号～第22号	53	様式第 1 号～第 23 号	55
別記 1 不動産調査報告書記載要領		別記 1 不動産調査報告書記載要領	
別記 2 土地評価業務処理要領		別記 2 土地評価業務処理要領	
別記 3 欠番		別記 3 欠番	
別記 4 欠番		別記 4 欠番	
別記 5 事業認定申請図書作成要領		別記 5 事業認定申請図書作成要領	
別記 6 業務従事者資格一覧表		別記 6 業務従事者資格一覧表	

第1章 総則

(用地調査等業務の区分)

第10条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 用地測量は、測量法第33条の規定に基づく静岡県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。
- (2) 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。(第13章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。)

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 <u>(在来)</u> 工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 <u>(在来)</u> 工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	<u>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又はプレハブ工法等軸組 (在来) 工法以外の工法により建築された建物</u>
木 造 特 殊 建 物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組 <u>(在来)</u> 工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造 等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、 <u>コンクリートブロック造等</u> の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	<u>石造、レンガ造及びプレハブ工法により建築されている鉄骨系又はコンクリート系の建物</u>

(注) (略)

(施行上の義務及び心得)

第11条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。

第1章 総則

(用地調査等業務の区分)

第10条 この仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 用地測量は、測量法第33条の規定に基づく静岡県公共測量作業規程により行うものとし、この仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定めるものとする。
- (2) 建物は、表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する。(第12章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。)

表1 建物区分

区 分	判 断 基 準
木造建物〔Ⅰ〕	<u>以下のいずれかに該当する建物</u> ・土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平家建又は2階建の建物 ・ <u>主要な構造部に木材を使用し、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている専用住宅で平家建又は2階建の建物</u>
木造建物〔Ⅱ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている劇場、映画館、公衆浴場、体育館等で主要な構造部の形状・材種、間取り等が一般的でなく、木造建物〔Ⅰ〕に含まれないと判断されるもの又は3階建の建物
木造建物〔Ⅲ〕	<u>木造建物〔Ⅰ〕及び木造建物〔Ⅱ〕以外の建物</u>
木 造 特 殊 建 物	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部に木材を使用し、軸組工法により建築されている神社、仏閣、教会堂、茶室、土蔵造 等の建物で建築に特殊な技能を必要とするもの又は歴史的価値を有する建物
非木造建物〔Ⅰ〕	柱、梁等の主要な構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造 <u>若しくは</u> コンクリートブロック造の建物又は鉄鋼系プレハブ工法 (軽量鉄骨造) により建築されている専用住宅若しくは共同住宅の建物
非木造建物〔Ⅱ〕	<u>非木造建物〔Ⅰ〕以外の建物 (石造、レンガ造等の建物又は鉄鋼系プレハブ工法 (重量鉄骨造)、コンクリート系プレハブ工法等により建築されている建物)</u>

(注) (略)

(施行上の義務及び心得)

第11条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 自ら行わなければならない関係官公署への届出等の手続きは、迅速に処理しなければならない。
- (2) 用地調査等業務で知り得た権利者等の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。

(2) 用地調査等業務で知り得た<u>権利者側</u>の事情及び成果物の内容は、他に漏らしてはならない。 (3) 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、業務の実施に当たっては、<u>権利者</u>に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 (4) <u>権利者</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。 <u>(新設)</u> (成果物) 第25条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(4) 容易に取りはずすことが可能な方法により編綴する。</u> 2～4 (略) <u>(追加)</u> (個人情報の取扱い) 第31条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）</u>等関係法令のほか、<u>発注者が別途定める取扱い</u>に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>適切な管理</u>のために必要な措置を講じなければならない。 <u>(追加)</u>	(3) 用地調査等業務は権利者の財産等に関するものであり、補償の基礎又は損害等の有無の立証及び費用負担額の算定の基礎となることを理解し、正確かつ良心的に行わなければならない。また、業務の実施に当たっては、<u>権利者等</u>に不信の念を抱かせる言動を慎まなければならない。 (4) <u>権利者等</u>から要望等があった場合には、十分にその意向を把握した上で、速やかに、監督員に報告し、指示を受けなければならない。 <u>(5) 契約締結後14 日（休日等を含む。）以内に用地調査等業務に係る個人情報の取扱いに関する点検表（様式第23 号）を監督員に提出しなければならない。</u> (成果物) 第25条 受注者は、次の各号により成果物を作成するものとする。 (1)～(3) (略) <u>(削除)</u> 2～4 (略) <u>(成果物の使用等)</u> <u>第25 条の2 受注者は、約款第6 条第5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。</u> <u>2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている測量方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。</u> <u>3 受注者は、本業務の成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。以下同じ。)について適切な流出防止対策をとらなければならない。</u> <u>4 受注者は、成果物の使用及び複製を申し出る場合には、別紙申請書を発注者に提出して承諾を得なければならない。</u> (個人情報の取扱い) 第31条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、用地調査等業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15 年法律第58 号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25 年法律第27 号）</u>等関係法令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の<u>安全管理</u>のために必要かつ<u>適切</u>な措置を講じなければならない。 <u>2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</u> <u>3 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</u> <u>4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</u> <u>5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者か</u>
--	---

	<u>ら提供を受けた個人情報</u>が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。 7 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 8 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。 9 受注者は、取扱う個人情報の秘密性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘密性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。 10 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。 また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。 11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第16条で示す作業計画書に記載するものとする。 12 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。 （低入札業務において講ずる措置） 第33条 地方自治法施行令第167条の10第1項に基づく、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領（以下、本条において「要領」という。）」の規定による調査対象者が落札した場合は、受注者は次に掲げる措置を講じなければならない。 一～二 （略） 三 第三者照査等の結果は、報告書として取りまとめ、第三者照査等結果報告書により落札者、第三者が署名押印の<u>うえ</u>、業務完了までに発注者に提出する。 四 （略） 2 （略） （保険加入の義務） 第36条 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者
--	--

健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 <u>（新設）</u> 第4章 用地測量 第2節 境界測量 （用地境界仮杭の設置） 第60条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。 （1）原則として、関連する権利者の立会いの<u>うえ</u>行う。 （2）用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径15mm）等とする。 （3）用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。 2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。 第5章 土地評価 （現地踏査及び資料作成） 第66条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要な次の各号に掲げる資料を作成するものとする。 （1）（略） （2）取引事例地調査表 取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理の上調査表を作成する。 ア～キ （略） （3）収益事例調査表及び造成事例調査表 収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理の<u>うえ</u>作成する。 （4）～（6）（略） （標準地の選定及び標準地調査書の作成） 第67条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。 2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記の<u>うえ</u>作成するもの	等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 <u>2 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</u> 第4章 用地測量 第2節 境界測量 （用地境界仮杭の設置） 第60条 境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づきトータルステーション等を使用する方法により用地境界仮杭の設置を次の各号により行うものとする。 （1）原則として、関連する権利者の立会いの<u>上</u>、行う。 （2）用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径15mm）等とする。 （3）用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントで着色とする。 2 前項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し監督員に報告しなければならない。ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、用地境界仮杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。 第5章 土地評価 （現地踏査及び資料作成） 第66条 土地評価に当たっては、あらかじめ、調査区域及びその周辺区域を踏査し、当該区域の用途的特性を調査するとともに、土地評価に必要な次の各号に掲げる資料を作成するものとする。 （1）（略） （2）取引事例地調査表 取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理の上、<u>上</u>調査表を作成する。 ア～キ （略） （3）収益事例調査表及び造成事例調査表 収益事例調査表及び造成事例調査表は、収益事例については総収入及び総費用並びに土地に帰属する総収益等、造成事例については素地価格及び造成工事費等のほか、前号に掲げる記載事項に準じた事項を整理の<u>上</u>、作成する。 （4）～（6）（略） （標準地の選定及び標準地調査書の作成） 第67条 土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。 2 標準地調査書は、前条第2号で定める取引事例地調査表に準じ、選定理由を付記の<u>上</u>、作成するもの
--	--

とする。 第6章 建物等の調査 第1節 調査 (木造建物) 第73条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、建物移転料算定要領（平成30年5月31日付け農整第172号農地局農地整備課長通知（以下「建物要領」という。））別添一木造建物調査積算要領（以下「木造建物要領」という。）により行うものとする。 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。 3 前2項の実施に当たっては、基準細則第15別表第11の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。 (木造特殊建物) 第74条 木造特殊建物の調査は、<u>前条第2項及び第3項を準用するものとする。</u> <u>(新設)</u> (機械設備) 第76条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（<u>平成24年3月30日付け国土用第48号国土交通省土地・建設産業局地価調査課長通知</u>（以下「機械設備要領」という。））により行うものとする。 第2節 調査書等の作成 (木造建物) 第85条 木造建物の図面及び調査書は、第73条の調査結果を基に作成するものとする。 2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領により作成するものとする。 3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。 (1) 基礎伏図（縮尺100分の1） (2) 床伏図（縮尺100分の1） (3) 軸組図（縮尺100分の1）	とする。 第6章 建物等の調査 第1節 調査 (木造建物) 第73条 木造建物〔Ⅰ〕の調査は、<u>軸組工法により建築されている木造建物にあっては、</u>建物移転料算定要領（平成30年5月31日付け農整第172号農地局農地整備課長通知（以下「建物要領」という。））別添一の木造建物調査積算要領<u>〔軸組工法〕</u>（以下「木造建物要領」<u>〔軸組工法〕</u>という。）<u>により行うものとし、ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法により建築されている木造建物にあっては、建物要領別添一の二木造建物調査積算要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕（以下「木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕」という。）</u>により行うものとする。 2 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の調査は、木造建物要領<u>〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。 3 前2項の実施に当たっては、基準細則第15別表第11の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。 (木造特殊建物) 第74条 木造特殊建物の調査は、<u>木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</u> <u>2 前項の実施に当たっては、基準細則第15 別表第11の各項目別補正率表に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</u> (機械設備) 第76条 機械設備の調査は、機械設備調査算定要領（令和4年3月16日付け農整第384号静岡県農地整備課長通知（以下「機械設備要領」という。））により行うものとする。 第2節 調査書等の作成 (木造建物) 第85条 木造建物の図面及び調査書は、第73条の調査結果を基に作成するものとする。 2 木造建物〔Ⅰ〕の図面及び調査書は、木造建物要領<u>〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により作成するものとする。 3 木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の図面及び調査書は、木造建物要領<u>〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。 (1) 基礎伏図（縮尺100分の1） (2) 床伏図（縮尺100分の1）
--	---

(4) 小屋伏図（縮尺100分の1） （木造特殊建物） 第86条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第74条の調査結果を基に作成するものとする。 2 図面は、木造建物要領を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。 (1) 基礎伏図（縮尺100分の1） (2) 床 伏 図（縮尺100分の1） (3) 軸 組 図（縮尺100分の1） (4) 小屋伏図（縮尺100分の1） (5) 断面図（矩計図）（縮尺50分の1） (6) 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。） 3 調査書は、木造建物要領に準じ、次の各号により作成するものとする。 (1) 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。 (2) 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。 第3節 算定 （移転先の検討） 第95条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項（<u>四</u>）アからエまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。 なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。 一～二 （略） 2～4 （略） （木造建物） 第97条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第85条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。 2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。 （木造特殊建物） 第98条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第85条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。なお、その積算に当たっては、木造建物要領第2条第3項に定めるところによるものとする。	(3) 軸 組 図（縮尺100分の1） (4) 小屋伏図（縮尺100分の1） （木造特殊建物） 第86条 木造特殊建物の図面及び調査書は、第74条の調査結果を基に作成するものとする。 2 図面は、木造建物要領<u>〔軸組工法〕</u>を準用して作成するほか、次の各号の図面を作成するものとする。 (1) 基礎伏図（縮尺100分の1） (2) 床 伏 図（縮尺100分の1） (3) 軸 組 図（縮尺100分の1） (4) 小屋伏図（縮尺100分の1） (5) 断面図（矩計図）（縮尺50分の1） (6) 必要に応じて上記各図面の詳細図（縮尺は適宜のものとする。） 3 調査書は、木造建物要領 <u>〔軸組工法〕</u> に準じ、次の各号により作成するものとする。 (1) 建物ごとに、推定再建築費を積算するために必要な数量を算出する。 (2) 当該建物の移転工法の認定及び補償額の算出が可能となる内容とする。 第3節 算定 （移転先の検討） 第95条 工場、店舗、営業所、ドライブイン、ゴルフ練習場等の大規模なもの（以下「大規模工場等」という。）以外の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合には、残地が建物等の移転先地として基準細則第15第1項（<u>4</u>）アからエまでの要件に該当するか否かの検討を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。 なお、大規模工場等の建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることの検討を行う場合は、第10章移転工法案の検討により行うものとする。 一～二 （略） 2～4 （略） （木造建物） 第97条 木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第85条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領 <u>〔軸組工法〕又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕のいずれか</u>により、当該建物の推定再建築費を積算するものとする。なお、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕の推定再建築費の積算に当たっては、木造建物要領第 <u>〔軸組工法〕2条第3項又は木造建物要領〔ツーバイフォー工法又は木質系プレハブ工法〕第2条第3項のいずれか</u>に定めるところによるものとする。 2 木造建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。 （木造特殊建物） 第98条 木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第85条で作成した図面及び調査書を基に積算するものとする。なお、その積算に当たっては、木造建物要領 <u>〔軸組工法〕</u> 第2条第3項に定めるところによるものとする。
--	--

2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。 第7章 営業その他の調査 第1節 調査 (居住者等に関する調査) 第109条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1) 氏名及び住所（建物番号及び室番号） (2) 居住者の家族構成（氏名及び生年月日） (3) 住居の占有面積及び使用の状況 (4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間 (5) その他必要と認められる事項 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。 3 前2項の調査は、<u>賃貸借契約書、住民票等</u>により行うものとする。 第2節 調査書の作成 (調査書の作成) 第111条 営業に関する調査書は、第108条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。 2 居住者等に関する調査書は、第109条の調査結果を基に居住者調査表（様式第11号の1、第11号の2）に<u>所定の事項を記載すること</u>により作成するものとする。 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。 第3節 算定 (補償額の算定) 第112条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定が当該業務委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。 <u>(新設)</u>	2 木造特殊建物の補償額の算定は、監督員から指示された移転工法に従い、建物要領により行うものとする。 第7章 営業その他の調査 第1節 調査 (居住者等に関する調査) 第109条 居住者等に関する調査は、世帯ごとに次の各号に掲げる事項について行うものとする。 (1) 氏名及び住所（建物番号及び室番号） (2) 居住者の家族構成（氏名及び生年月日） (3) 住居の占有面積及び使用の状況 (4) 居住者が当該建物の所有者でない場合には、貸主の氏名等、住所等、賃料その他の契約条件、契約期間、入居期間及び定期借家契約である場合にはその期間 (5) その他必要と認められる事項 2 居住以外の目的で建物を借用している者に対しては、前各号に掲げる事項に準じて調査するものとする。 3 前2項の調査は、<u>住民票、賃貸借契約書等の確認のほか、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成30年5月31日付け農整第172号静岡県農地整備課長通知（以下「仮住居要領」という。））、家賃減収補償調査算定要領（平成30年5月31日付け農整第172号静岡県農地整備課長通知（以下「家賃減収要領」という。））又は借家人補償調査算定要領（平成30年5月31日付け農整第172号静岡県農地整備課長通知（以下「借家人要領」という。））</u>により行うものとする。 第2節 調査書の作成 (調査書の作成) 第111条 営業に関する調査書は、第108条の調査結果を基に営業要領により作成するものとする。 2 居住者等に関する調査書は、第109条の調査結果を基に居住者調査表（様式第11号の1、第11号の2）に<u>より作成することとし、建物を借家・借間している者がいる場合においては、家賃減収要領</u>により作成するものとする。 3 動産に関する調査書は、前条の調査結果を基に動産要領により作成するものとする。 第3節 算定 (補償額の算定) 第112条 営業に関する補償額の算定は、前条第1項で作成した資料を基に営業要領により行うものとする。この場合において、建物及び工作物の移転料の算定が当該業務委託契約の対象とされていないときは、これらの移転工法の教示を得た上で、行うものとする。 <u>2 仮住居等に要する費用、家賃減収補償及び借家人補償の算定は、前条第2項で作成した資料等を基に仮</u>
--	--

<u>2 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積りを徴するものとする。</u> <u>(新設)</u> 第8章 消費税等調査 (調査) 第114条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。 (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 (4) 消費税簡易課税制度選択届出書 (5) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 (6) 消費税課税事業者選択届出書 (7) 消費税課税事業者選択不適用届出書 (8) 消費税課税事業者届出書 (9) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 (10) 法人設立届出書 (11) 個人事業の開廃業等届出書 (12) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 (13) 消費税課税事業者届出書(特定期間用) (14) 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) (15) 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 (16) 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (17) その他の資料 2 (略) 第12章 補償説明 <u>(補償説明)</u>	<u>住居要領、家賃減収要領及び借家人要領により行うものとする。</u> <u>3 動産移転料の算定は、前条第3項で作成した資料を基に動産要領により行うものとする。この場合において、美術品等の特殊な動産で、専門業者でなければ移転料の算定が困難と認められるものについては、専門業者の見積りを徴するものとする。</u> <u>4 移転雑費の算定は、移転雑費算定要領(平成30年5月31日付け農整第172号静岡県農地整備課長通知)により行うものとする。</u> 第8章 消費税等調査 (調査) 第114条 土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に規定する事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の要否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。 (1) 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 (2) 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書(控)」 (3) 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書(控)」 (4) 消費税簡易課税制度選択届出書 (5) 消費税簡易課税制度選択不適用届出書 (6) 消費税課税事業者選択届出書 (7) 消費税課税事業者選択不適用届出書 (8) 消費税課税事業者届出書 (9) 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書 (10) 法人設立届出書 (11) 個人事業の開廃業等届出書 (12) 消費税の新設法人に該当する旨の届出書 (13) 消費税課税事業者届出書(特定期間用) (14) 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等) (15) 特定新規設立法人に該当する旨の届出書 (16) 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書 <u>(17) 適格請求書発行事業者登録に係る通知書</u> <u>(18) 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書</u> (19) その他の資料 2 (略) <u>(削る)</u>
---	--

第134条 補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

（概況ヒアリング等）

第135条 受注者は、補償説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の内容、取得等の対象となる土地等の概要、移転の対象となる建物等の概要、補償内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 受注者は、現地踏査後に補償説明の対象となる権利者等と面接し、補償説明を行うことについての協力を依頼するものとする。

（説明資料の作成等）

第136条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。

（1）当該区域全体及び権利者ごとの処理方針の検討

（2）権利者ごとの補償内容等の整理

（3）権利者に対する説明用資料の作成

（権利者に対する説明）

第137条 権利者に対する説明は、次の各号により行うものとする。

（1）2名以上の者を一組として権利者と面接すること

（2）権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと

2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に補償内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。

（記録簿の作成）

第138条 受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。

（説明後の措置）

第139条 受注者は、補償説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。

2 受注者は、当該権利者に係る補償内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに監督員にその旨を報告するものとする。

3 受注者は、権利者が説明を受け付けない若しくは当該事業計画、補償内容等又はその他の事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、監督員にその旨を報告し、指示を受けるものとする。

第13章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

（地盤変動影響調査）

第12章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

（地盤変動影響調査）

第140条 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。 （調査） 第141条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成30年6月21日付け農整第182号農地局農地整備課長通知）により行うものとする。 2 （略） （水準調査） 第141条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては往復観測するものとする。 (1)～(4) （略） 2 前項により難い場合は、監督職員職員の指示により必要な調査を行うものとする。 （費用負担の可否の検討） 第142条 損害等を行てん補するために必要な費用負担の可否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。 2 （略） 第2節 算定 （費用負担額の算定） 第143条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。 2 （略） 第3節 費用負担の説明 （費用負担の説明） 第144条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。 （概況ヒアリング等） 第145条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用	第134条 地盤変動影響調査とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等の配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物等の状況の調査（以下「事後調査」という。）をいう。 （調査） 第135条 地盤変動影響調査は、地盤変動影響調査算定要領（平成30年6月21日付け農整第182号農地局農地整備課長通知）により行うものとする。 2 （略） （水準調査） 第135条の2 地盤変動影響調査算定要領第9条第2項の水準測量は、事前調査及び事後調査時において、既存の基準となる点（公共水準点並びに沈下等の恐れのない堅固な物件）から工事の影響を受けない箇所に任意の点を選点・設置し、その点を基に対象となる建物等基礎の計測を行い、次の各号に掲げる資料を作成するものとする。なお、既存の基準となる点については検測し使用することとし、任意の点の設置及び建物基礎等の計測にあたっては往復観測するものとする。 (1)～(4) （略） 2 前項により難い場合は、監督員の指示により必要な調査を行うものとする。 （費用負担の可否の検討） 第136条 損害等を行てん補するために必要な費用負担の可否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。 2 （略） 第2節 算定 （費用負担額の算定） 第137条 損害等が生じた建物等の費用負担額の算定は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。 2 （略） 第3節 費用負担の説明 （費用負担の説明） 第138条 費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担の有無、費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。 （概況ヒアリング等） 第139条 受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、監督員から当該事業の計画概要、被害発生の時期、
--	--

負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容等、<u>各権利者の</u>実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者<u>等と面接し、</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 （説明資料の作成等） 第146条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 (1)～(3) (略) (権利者に対する説明) 第147条 権利者に対する説明は、次の各号に<u>より</u>行うものとする。 (1) 2名以上の者を一組として <u>権利者と面接すること。</u> (2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。 （記録簿の作成） 第148条 受注者は、権利者と面接<u>し</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。 （説明後の措置） 第149条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。 2～3 (略)	費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、<u>権利者ごとの</u>費用負担の内容等、実情及びその他必要となる事項について説明を受け、<u>概要を把握する</u>ものとする。 2 受注者は、現地踏査後に費用負担の説明の対象となる権利者<u>に対し、面接等により</u>費用負担の説明を行うことについての協力を依頼するものとする。 （説明資料の作成等） 第140条 権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、<u>監督員の指示により、</u>次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について監督員と協議するものとする。 (1)～(3) (略) (権利者に対する説明) 第141条 権利者に対する説明は、<u>監督員の指示により、</u>次の各号に<u>掲げる業務を行う</u>ものとする。 (1) <u>権利者との面接は、</u>2名以上の者を一組として<u>行うこと。ただし、やむを得ず面接以外の方法による場合は、あらかじめ監督員にその方法等について確認すること。</u> (2) 権利者と面接するときは、事前に連絡を取り、日時、場所その他必要な事項について了解を得ておくこと。 2 権利者に対しては、前条において作成した説明用資料を基に費用負担の内容等の理解が得られるよう十分な説明を行うものとする。 （記録簿の作成） 第142条 受注者は、権利者と面接<u>等により</u>説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を補償説明記録簿（様式第14号）に記載するものとする。 （説明後の措置） 第143条 受注者は、費用負担の説明の現状及び権利者ごとの経過等を、必要に応じて、監督員に報告するものとする。 2～3 (略)
第14章 事業認定申請図書等の作成 （事業認定申請図書等の作成） 第150条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいう。 (1) 事業認定申請図書の作成 (2) 裁決申請図書の作成 (3) 明渡裁決申立図書の作成 （事業認定申請図書の作成） 第151条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。	第13章 事業認定申請図書等の作成 （事業認定申請図書等の作成） 第144条 事業認定申請図書等の作成とは、次の各号に掲げる図書の作成をいう。 (1) 事業認定申請図書の作成 (2) 裁決申請図書の作成 (3) 明渡裁決申立図書の作成 （事業認定申請図書の作成） 第145条 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けることを前提として、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類（関係機関への意見照会書類を含む。）並びにこれに関連する参考資料を作成することをいい、次の区分によるものとする。

(1) 相談用資料作成 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの (2) 申請図書作成 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの 第152条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。 （現地踏査） 第153条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。 （起業地の範囲の検討） 第154条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。 2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。 （事業認定申請図書の作成方法） 第155条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記5事業認定申請図書作成要領等により作成するものとする。 （相談用資料の作成方法） 第156条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。 (1) 事業認定申請書（案） (2) 事業計画書 (3) 関連事業に関する協議書（案） (4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案） (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案） (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案） (7) その他必要な書面等 （相談用資料の添付図面の作成方法） 第157条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第142条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。 (1) 起業地表示図 (2) 法第4条地表示図 (3) 関連事業表示図 (4) 法第4条地管理者意見照会添付図	(1) 相談用資料作成 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）を作成するもの (2) 申請図書作成 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴い、相談用資料の更新、補足等を行い事業認定申請図書（案）を作成するもの 第146条 事業認定申請図書の作成に当たっては、当該事業認定申請に係る事業の目的、計画の概要及び申請区間等について監督員等から説明を受けるものとする。 （現地踏査） 第147条 事業認定申請図書の作成に当たって行う現地踏査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。 （起業地の範囲の検討） 第148条 起業地の範囲の検討は、事業認定申請区間に係る発注者が貸与する事業計画図を基に、本体事業、附帯事業又は関連事業ごとに行うものとする。 2 前項による事業認定申請の範囲を検討したときは、監督員と協議するものとする。 （事業認定申請図書の作成方法） 第149条 事業認定申請図書は、法第18条並びに法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条及び第3条に定めるところに従うほか、別記5事業認定申請図書作成要領等により作成するものとする。 （相談用資料の作成方法） 第150条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、以下の事項について作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料をあわせて作成するものとする。 (1) 事業認定申請書（案） (2) 事業計画書 (3) 関連事業に関する協議書（案） (4) 法第4条地の調査及び管理者の意見書（案） (5) 法令制限地に係る権限を有する行政機関の意見書（案） (6) 免許・許認可等があったことを証明する書面又は行政機関の意見書（案） (7) その他必要な書面等 （相談用資料の添付図面の作成方法） 第151条 起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための事業認定申請図書（案）の添付図面の作成は、第149条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとし、次に掲げるものから必要と認められる図面を作成するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料の添付図面をあわせて作成するものとする。 (1) 起業地表示図 (2) 法第4条地表示図 (3) 関連事業表示図 (4) 法第4条地管理者意見照会添付図
--	--

(5) 起業地計画図等 (6) 法令制限地表示図 (7) 許認可等土地表示図 (8) 参考資料として必要な図面 (9) その他必要と認められる図面 (申請図書の作成) 第158条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。 (裁決申請図書の作成) 第159条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。 (現地踏査) 第160条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。 (裁決申請図書の作成方法) 第161条 裁決申請図書は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 (1) 裁決申請書（案） (2) 事業計画書 (3) 法第40条第1項第2号関係書類 (4) 規則第17条第2号イに定める書面 (5) 規則第17条第3号に定める書面 (6) 法第36条に定める土地調書（案） (7) 起業地の位置を表示する図面 (8) 起業地及び事業計画を表示する図面 (9) 土地調書に添付する実測平面図 (10) その他必要と認められる書面及び図面 (明渡裁決申立図書の作成) 第162条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。 (現地踏査) 第163条 明渡裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決の申立てに係る現地の踏査を行うものとする。 (明渡裁決申立図書の作成方法) 第164条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 (1) 明渡裁決申立書（案） (2) 法第47条の3第1項第1号関係書類 (3) 規則第17条の6第1号に定める書面 (4) 規則第17条の6第2号に定める書面	(5) 起業地計画図等 (6) 法令制限地表示図 (7) 許認可等土地表示図 (8) 参考資料として必要な図面 (9) その他必要と認められる図面 (申請図書の作成) 第152条 起業者が行う事業認定庁への事前相談の開始に伴う事業認定申請図書（案）の作成は、監督員の指示により既存の相談用資料を基に、既存の相談用資料の更新、補足等を行うものとする。 (裁決申請図書の作成) 第153条 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。 (現地踏査) 第154条 裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、裁決申請に係る現地の踏査を行うものとする。 (裁決申請図書の作成方法) 第155条 裁決申請図書は、法第40条に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 (1) 裁決申請書（案） (2) 事業計画書 (3) 法第40条第1項第2号関係書類 (4) 規則第17条第2号イに定める書面 (5) 規則第17条第3号に定める書面 (6) 法第36条に定める土地調書（案） (7) 起業地の位置を表示する図面 (8) 起業地及び事業計画を表示する図面 (9) 土地調書に添付する実測平面図 (10) その他必要と認められる書面及び図面 (明渡裁決申立図書の作成) 第156条 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。 (現地踏査) 第157条 明渡裁決申請図書の作成に当たっては、あらかじめ、明渡裁決の申立てに係る現地の踏査を行うものとする。 (明渡裁決申立図書の作成方法) 第158条 明渡裁決申立図書の作成は、法第47条の3に定める書類の作成をいい、主として次の項目について行うものとし、監督員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。 (1) 明渡裁決申立書（案） (2) 法第47条の3第1項第1号関係書類 (3) 規則第17条の6第1号に定める書面 (4) 規則第17条の6第2号に定める書面
---	---

(5) 法第 36 条に定める物件調書（案） (6) 物件調書に添付する図面 (7) その他必要と認められる書面及び図面 第15章 管理担当課への引継図書の作成 （公図等の転写） 第 165 条 公図等の転写は、第 42 条を準用して作成するものとする。 （公図等転写連続図作成） 第 166 条 転写した地図は、転写連続図を作成し、次の事項を記入するものとする。 - 一 土地の取得等の線 - 二 第 164 条第 3 号で調査した登記名義人の氏名等 - 三 管轄登記所、転写年月日及び転写を行った者の氏名 （土地の登記記録調査） 第 167 条 土地の登記記録調査は、第 162 条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に関わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。 - 一 土地の所在及び地番 - 二 地目及び地積 - 三 登記名義人の氏名等及び住所等 - 四 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間 - 五 その他必要と認める事項 （実測平面図等の整理） 第 168 条 受注者は、前条による調査をもとに、発注者が支給する用地実測図等に地番、地積等監督員の指示する事項を記入し整理するものとする。 （土地買取調書の作成） 第169条 受注者は、第164 条により調査した事項を、土地買取調書（様式第22号）に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。 第16章 土地調書及び物件調書の作成等 （土地調書等の作成） 第170条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 15号）及び物件調書（様式第16号）を作成するものとする。 第17章 写真台帳の作成	(5) 法第 36 条に定める物件調書（案） (6) 物件調書に添付する図面 (7) その他必要と認められる書面及び図面 第14章 管理担当課への引継図書の作成 （公図等の転写） 第 159 条 公図等の転写は、第 42 条を準用して作成するものとする。 （公図等転写連続図作成） 第 160 条 転写した地図は、転写連続図を作成し、次の事項を記入するものとする。 - 一 土地の取得等の線 - 二 第 164 条第 3 号で調査した登記名義人の氏名等 - 三 管轄登記所、転写年月日及び転写を行った者の氏名 （土地の登記記録調査） 第 161 条 土地の登記記録調査は、第 162 条で作成した地図から監督員が指示する範囲の土地に関わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。 - 一 土地の所在及び地番 - 二 地目及び地積 - 三 登記名義人の氏名等及び住所等 - 四 土地に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間 - 五 その他必要と認める事項 （実測平面図等の整理） 第 162 条 受注者は、前条による調査をもとに、発注者が支給する用地実測図等に地番、地積等監督員の指示する事項を記入し整理するものとする。 （土地買取調書の作成） 第163条 受注者は、第164 条により調査した事項を、土地買取調書（様式第22号）に記載するものとする。なお、土地買取調書の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。 第15章 土地調書及び物件調書の作成等 （土地調書等の作成） 第164条 受注者は、第 3 章、第 4 章、第 6 章及び第 7 章に定める業務の成果物により、土地調書（様式第 15号）及び物件調書（様式第16号）を作成するものとする。 第16章 写真台帳の作成
--	--

(写真台帳の作成) 第171条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第13章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 (1) 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。 (2) 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。 (3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収用状況等が容易にわかるものとする。 (4) 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。 (5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。 (6) 第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名の記載をするものとする。	(写真台帳の作成) 第165条 受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第13章に定める調査等と併せて、次の各号に定めるところにより、写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。 (1) 第6章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、調査区域の概況が容易にわかるものとする。 (2) 第6章及び第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、建物の全景及び建物の主要な構造部分並びに建物が存在する周囲の状況並びに建物以外の土地に定着する主要な工作物が容易にわかるものとする。 (3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、動産の種類、形状、収用状況等が容易にわかるものとする。 (4) 第7章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、営業商品の陳列状況、生産の稼動状況、原材料及び生産品等が容易にわかるものとする。 (5) 第9章及び第10章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、監督員の指示により前各号に準じて行うものとする。 (6) 第13章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。 2 写真台帳には、写真を撮影した付近の建物配置図等の写しを添付し、建物等の番号を付記するとともに、撮影の位置及び方向並びに写真番号を記入するものとする。 3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の氏名の記載をするものとする。
---	---

別紙

成 果 物 一 覧 表

1 成果物の一覧は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果物を提出するものとする。

2 この成果物一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。

区 分	業 務	成果物の名称	様式等	備 考
第3章 権利調査	地図等の転写	転写原図		
		転写図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写連続図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		地積測量図等の写し		
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表(一覧)	様式第6号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		土地調査表	様式第6号の2	
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表(一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第7号の2	
	権利者の確認調査	権利者調査表(土地)	様式第8号の1	
		権利者調査表(建物)	様式第8号の2	
		法人登記簿又は商業登記簿		登記事項証明書を添付する。
		相続関係説明図	監督員の指示する書式	名義人が相続に係わる場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。
	土地利用履歴等の調査	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照
		法令関係資料調査表		
		現況利用調査表		
		履歴等聞き取り調査表		
第4章 用地測量	境界立会	土地境界立会確認書	様式第9号	
	復元測量・補助基準点の設置・境界測量・用地境界仮杭設置	観測手簿		
		基準点網図		
		計算書		
		成果簿		
		境界点成果簿		多角測量の境界点(座標)には適宜符合を付し、略図を記載するものとする。
	面積計算	面積計算書		
	用地実測図等の作成	用地実測図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#500)
		用地平面図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		確定図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)

別紙

成 果 物 一 覧 表

1 成果物の一覧は、次のとおりとする。特記仕様書に特段の定めをした場合は、それに定める成果物を提出するものとする。

2 この成果物一覧表に定める様式等で作成できないものについては、監督員の指示を受けるものとする。

区 分	業 務	成果物の名称	様式等	備 考
第3章 権利調査	地図等の転写	転写原図		
		転写図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		転写連続図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		地積測量図等の写し		
	土地の登記記録の調査	土地の登記記録調査表(一覧)	様式第6号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		土地調査表	様式第6号の2	
	建物の登記記録の調査	建物の登記記録調査表(一覧)	様式第7号の1	登記事項証明書又は登記事項要約書を添付する。
		建物の登記記録調査表	様式第7号の2	
	権利者の確認調査	権利者調査表(土地)	様式第8号の1	
		権利者調査表(建物)	様式第8号の2	
		法人登記簿又は商業登記簿		登記事項証明書を添付する。
		相続関係説明図	監督員の指示する書式	名義人が相続に係わる場合は、相続関係を証する戸籍簿等の謄本又は抄本をすべて添付する。
	土地利用履歴等の調査	土壌汚染等に関する土地利用履歴等調査報告書		土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領参照
		法令関係資料調査表		
		現況利用調査表		
		履歴等聞き取り調査表		
第4章 用地測量	境界立会	土地境界立会確認書	様式第9号	
	復元測量・補助基準点の設置・境界測量・用地境界仮杭設置	観測手簿		
		基準点網図		
		計算書		
		成果簿		
		境界点成果簿		多角測量の境界点(座標)には適宜符合を付し、略図を記載するものとする。
	面積計算	面積計算書		
	用地実測図等の作成	用地実測図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#500)
		用地平面図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)
		確定図	ボ ^レ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)

		用地管理図(「かさね図」)	ボ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)			用地管理図(「かさね図」)	ボ リエステルシート	規格 (0.9m×20m#300)		
		不動産調査報告書	別記様式1-1	別記 1 不動産調査報告書記載要領参照			不動産調査報告書	別記様式1-1	別記 1 不動産調査報告書記載要領参照		
第 5 章 土地評価	土地評価	不動産調査報告書添付図面			別記 2 土地評価業務処理要領参照		不動産調査報告書添付図面			別記 2 土地評価業務処理要領参照	
		位置図					位置図				
		同一状況地域の区分図					同一状況地域の区分図				
		標準地評価調書 (案)	別記様式2-1-1				標準地評価調書 (案)	別記様式2-1-1			
		標準地評価格等総括表	別記様式2-1-2				標準地評価格等総括表	別記様式2-1-2			
		評価説明書	別記様式2-1-3				評価説明書	別記様式2-1-3			
		標準地評価格算出表	別記様式2-1-4				標準地評価格算出表	別記様式2-1-4			
		試算価格算出表	別記様式2-1-5				試算価格算出表	別記様式2-1-5			
		標準地画地図	別記様式2-1-6				標準地画地図	別記様式2-1-6			
		取引事例地画地図	別記様式2-1-7				取引事例地画地図	別記様式2-1-7			
		地域要因調査及び格差率算定表	付表1の1～1の10				地域要因調査及び格差率算定表	付表1の1～1の10			
		個別的要因調査及び標準化補正率算定表	付表2の1～2の8				個別的要因調査及び標準化補正率算定表	付表2の1～2の8			
		比準調書 (案)	別記様式2-2				比準調書 (案)	別記様式2-2			
		個別的要因調査及び格差率算定表	付表3の1～3の8				個別的要因調査及び格差率算定表	付表3の1～3の8			
		残地補償金算定調書 (案)	別記様式2-3-1				残地補償金算定調書 (案)	別記様式2-3-1			
		残地に関する補償関係内訳表	別記様式2-3-2				残地に関する補償関係内訳表	別記様式2-3-2			
		残地補償額算定表	別記様式2-3-3				残地補償額算定表	別記様式2-3-3			
		残地補償額算定表 (一体評価用)	別記様式2-3-4 別記様式2-3-5				残地補償額算定表 (一体評価用)	別記様式2-3-4 別記様式2-3-5			
		その他必要とする書類					その他必要とする書類				
第 6 章 建 物 等 の 調査	木造建物・ 木造特殊建物	配置図		木造建物調査積算要領参照			配置図		木造建物調査積算要領参照		
		平面図					平面図				
		立面図					立面図				
		屋根伏図					屋根伏図				
		建築設備位置図					建築設備位置図				
		その他必要とする図面					その他必要とする図面				
		木造建物調査表					木造建物調査表				
		木造建物数量計算書 (外壁)					木造建物数量計算書 (外壁)				
		木造建物数量計算書 (内壁)					木造建物数量計算書 (内壁)				
		木造建物数量計算書 (床・天井)					木造建物数量計算書 (床・天井)				
		木造建物数量計算書 (建具)					木造建物数量計算書 (建具)				
		木造建物数量計算書 (その他)					木造建物数量計算書 (その他)				
		木造建物推定再建築費計算書					木造建物推定再建築費計算書				
		建物移転料計算書					建物移転料計算書				
		曳家工事費計算書					曳家工事費計算書				
		取りこわし直接工事費計算書					取りこわし直接工事費計算書				
		建物現在価額計算書					建物現在価額計算書				
	非木造建物	建物概要		非木造建物調査積算要			建物概要		非木造建物調査積算要		

他の調査		設備・機械器具調査表			
		生産及び販売実績調査表			
		受注又は顧客動向調査表			
		在庫率及び回転率調査表			
		得意先喪失調査表			
		移転広告費調査表			
		営業の権利調査表			
		固定資産及び流動資産調査表			
		仕入先調査表	様式第11号の4		
		業種別算定(1)製造業	別記様式5-1-1		
		業種別算定(2)卸・小売業	別記様式5-1-2		
		業種別算定(3)飲食・サービス業	別記様式5-1-3		
		業種別算定(4)建設業	別記様式5-1-4		
		営業補償金額総括表	別記様式5-2		
		事業所及び営業概況書			
		営業補償方法認定書			
		移転工法別経済比較表	別記様式5-3		
		認定収益額算定表	別記様式5-4		
		固定的経費内訳表	別記様式5-5-1		
		固定的経費付属明細表	別記様式5-5-2		
		固定資産の売却損補償内訳表	別記様式5-6		
		人件費内訳表	別記様式5-7		
		移転広告費内訳表	別記様式5-8		
		移転工法表			
		損益計算書比較表	別記様式5-9		
		その他必要とする資料			
	居住者に関する調査等	居住者調査表	様式第11号の1	自家・家主	
		居住者調査表	様式第11号の2	借家・借間	
第8章 消費税等調査		消費税等調査表	様式第12号		
第9章 予備調査	予備調査	企業概要書	様式第13号の1		
		配置図			
		平面図			
		立面図			
		矩計図			
		移転工法案検討概要書(企業概要)			
		移転工法(計画)案検討概要書	様式第13号の2		
		移転工法(計画)各案の比較表	様式第13号の3		
		計画概要表(検討資料)			
		計画概要表			
		面積比較表			
		補償額積算調書			
第7章 営業その他の調査	営業に関する調査	設備・機械器具調査表			
		生産及び販売実績調査表			
		受注又は顧客動向調査表			
		在庫率及び回転率調査表			
		得意先喪失調査表			
		移転広告費調査表			
		営業の権利調査表			
		固定資産及び流動資産調査表			
		仕入先調査表	様式第11号の4		
		業種別算定(1)製造業	別記様式5-1-1		
		業種別算定(2)卸・小売業	別記様式5-1-2		
		業種別算定(3)飲食・サービス業	別記様式5-1-3		
		業種別算定(4)建設業	別記様式5-1-4		
		営業補償金額総括表	別記様式5-2		
		事業所及び営業概況書			
		営業補償方法認定書			
		移転工法別経済比較表	別記様式5-3		
		認定収益額算定表	別記様式5-4		
		固定的経費内訳表	別記様式5-5-1		
		固定的経費付属明細表	別記様式5-5-2		
		固定資産の売却損補償内訳表	別記様式5-6		
		人件費内訳表	別記様式5-7		
		移転広告費内訳表	別記様式5-8		
		移転工法表			
		損益計算書比較表	別記様式5-9		
		その他必要とする資料			
	居住者に関する調査等	居住者調査表	様式第11号の1	自家・家主	
		居住者調査表	様式第11号の2	借家・借間	
第8章 消費税等調査		消費税等調査表	様式第12号		
第9章 予備調査	予備調査	企業概要書	様式第13号の1		
		配置図			
		平面図			
		立面図			
		矩計図			
		移転工法案検討概要書(企業概要)			
		移転工法(計画)案検討概要書	様式第13号の2		
		移転工法(計画)各案の比較表	様式第13号の3		
		計画概要表(検討資料)			
		計画概要表			
		面積比較表			
		補償額積算調書			

第10章 移 転 工 法 の 検 討	移転工法	企業概要書	様式第13号の1		第10章 移 転 工 法 の 検 討	移転工法	企業概要書	様式第13号の1	
		配置図					配置図		
		平面図					平面図		
		立面図					立面図		
		矩計図					矩計図		
		移転工法案検討概要書(企業概要)					移転工法案検討概要書(企業概要)		
		移転工法(計画)案検討概要書	様式第13号の2				移転工法(計画)案検討概要書	様式第13号の2	
		移転工法(計画)各案の比較表	様式第13号の3				移転工法(計画)各案の比較表	様式第13号の3	
		計画概要表(検討資料)					計画概要表(検討資料)		
		計画概要表					計画概要表		
		計画概要比較表					計画概要比較表		
		面積比較表					面積比較表		
		補償額積算調書					補償額積算調書		
第11章 再 算 定 業 務	再算定業務	再算定又は再調査に関する調査・算定表			第11章 再 算 定 業 務	再算定業務	再算定又は再調査に関する調査・算定表		
第12章 補償説明	補償説明	説明資料 補償説明記録簿	様式第14号		(削除)				
第13章 地 盤 変 動 影 響 調 査	地盤変動影響調査	建物調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領参照	第12章 地 盤 変 動 影 響 調 査	地盤変動影響調査	建物調査一覧表		地盤変動影響調査算定要領参照
		建物等調査書					建物等調査書		
		損傷調査書					損傷調査書		
		建物等の費用負担額算定書					建物等の費用負担額算定書		
第14章 事 業 認 定 申 請 図 書 等の作成	事前相談用資料の作成 説明会の準備 事業認定図書の作成 裁決申請図書の作成 明渡裁決申立図書の作成	事前相談用資料		別記5事業認定申請図書作成要領参照	第13章 事 業 認 定 申 請 図 書 等の作成	事前相談用資料の作成 説明会の準備 事業認定図書の作成 裁決申請図書の作成 明渡裁決申立図書の作成	事前相談用資料		別記5事業認定申請図書作成要領参照
		事業認定申請図書(案)					事業認定申請図書(案)		
		裁決申請図書					裁決申請図書		
		明渡裁決申立図書					明渡裁決申立図書		
		審理及び現地調査並びに説明会における配付資料等					審理及び現地調査並びに説明会における配付資料等		
第15章 管 理 担 当 課 へ の 引 継 図 書 の 作成		転写原図			第14章 管 理 担 当 課 へ の 引 継 図 書 の 作成		転写原図		
		転写図	ポリエステルシート	規格(0.9m×20m#300)			転写図	ポリエステルシート	規格(0.9m×20m#300)
		転写連続図	ポリエステルシート	規格(0.9m×20m#300)			転写連続図	ポリエステルシート	規格(0.9m×20m#300)
		用地実測図等	ポリエステルシート				用地実測図等	ポリエステルシート	
		土地買取調書	様式第22号				土地買取調書	様式第22号	
第16章 土 地 調 書 及 び 物 件 調 書	土地及び物件調書作成	土地調書	様式15号		第15章 土 地 調 書 及 び 物 件 調 書	土地及び物件調書作成	土地調書	様式15号	
		物件調書	様式16号				物件調書	様式16号	
第17章 写 真 台 帳 の 作 成	写真台帳作成	写真台帳			第16章 写 真 台 帳 の 作 成	写真台帳作成	写真台帳		
		写真撮影方向図					写真撮影方向図		

様式第 1 号（第18条関係）

貸 与 品 等 引 渡 通 知 書

年 月 日

様

発注者 住 所
氏 名 （ 監 督 員 氏 名 ）

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**縦とする。

様式第 1 号（第18条関係）

貸 与 品 等 引 渡 通 知 書

年 月 日

様

発注者 住 所
氏 名 （ 監 督 員 氏 名 ）

下記のとおり貸与品等を引渡します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

貸 与 品 等 受 領 書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務名				契約年月日	年 月 日	
品 日	規 格	単位	数 量			備 考
			前回まで	今回	累計	
						月 日から の今回受領分 月 日まで

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 判縦とする。

貸 与 品 等 受 領 書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を受領しました。

業務名				契約年月日	年 月 日	
品 日	規 格	単位	数 量			備 考
			前回まで	今回	累計	
						月 日から の今回受領分 月 日まで

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 番縦とする。

様式第 3 号（第18条関係）

貸 与 品 等 精 算 書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名					契約年月日	年 月 日
品 日	規 格	単位	数 量			備 考
			貸与等 数 量	使 用 数 量	残数量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。				物品管理簿登記	
	年 月 日 職名 氏名 印				年 月 日	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式第 3 号（第18条関係）

貸 与 品 等 精 算 書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等を精算します。

業務名					契約年月日	年 月 日
品 日	規 格	単位	数 量			備 考
			貸与等 数 量	使 用 数 量	残数量	
主任監督員 証 明 欄	上記精算について調査したところ事実と相違ないことを証明する。				物品管理簿登記	
	年 月 日 職名 氏名 印				年 月 日	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式第 4 号（第18条関係）

貸 与 品 等 返 納 書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式第 4 号（第18条関係）

貸 与 品 等 返 納 書

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

下記のとおり貸与品等の使用残を返納します。

業 務 名			契約年月日	年 月 日
品 目	規 格	単位	数 量	備 考

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番縦とする。

様式第 5 号（第20条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の のため、障害物を伐除したので用地調査等業務共通仕様書第20条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- （注） 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 用紙縦とする。

様式第 5 号（第20条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所
商号又は氏名
主任技術者

障 害 物 伐 除 報 告 書

年 月 日契約の のため、障害物を伐除したので用地調査等業務共通仕様書第20条第 2 項の規定に基づき、別紙調査表を添えて報告します。

- （注） 1 別紙調査表は、立竹木調査表等に準じて作成するものとする。
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 用紙縦とする。

様式第6号の1（第50条関係）

土地の登記記録調査表（一覧）

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**横とする。

様式第6号の1 (第50条関係)

土地の登記記録調査表（一覧）

[illegible]

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番横とする。

様式第 6 号の 2（第50条関係）

土 地 調 査 表										整理 番号	
不 動 産 登 記 簿					分割 の 部	用 地		登記記録調査	調査 年月日	調 査 者	
表 題 部			権 利 部			符 号	地 籍	法人登記簿又は 商業登記簿調査			
所在地	都府県	市区					戸籍簿等調査				
	町大字 字						現 況 調 査				
							課 税 評 価 格				
地 番		地目				残 地			所有権以外の権利又は仮登記の調査		
地 積				符 号		地 籍					
所有者											
備考					現況調査	地 目	地 籍				
戸籍簿等法人 登記簿又は商 業登記簿調査					その他土地等の評価に必要な資料の調査						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

様式第 6 号の 2（第50条関係）

土 地 調 査 表										整理 番号	
不 動 産 登 記 簿					分割 の 部	用 地		登記記録調査	調査 年月日	調 査 者	
表 題 部			権 利 部			符 号	地 籍	法人登記簿又は 商業登記簿調査			
所在地	都府県	市区					戸籍簿等調査				
	町大字 字						現 況 調 査				
							課 税 評 価 格				
地 番		地目				残 地			所有権以外の権利又は仮登記の調査		
地 積				符 号		地 籍					
所有者											
備考					現況調査	地 目	地 籍				
戸籍簿等法人 登記簿又は商 業登記簿調査					その他土地等の評価に必要な資料の調査						

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番横とする。

様式第 7 号の 1（第50条関係）

建物の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	所 在 地 番	表 題 部					権 利 部		備 考
							甲 区	乙 区	
		家屋 番号	種類	構 造	床 面 積	原因及びその日付	所 有 者	有 無	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 割横とする。

様式第 7 号の 1（第50条関係）

建物の登記記録調査表（一覧）

整理 番号	所 在 地 番	表 題 部					権 利 部		備 考
							甲 区	乙 区	
		家屋 番号	種類	構 造	床 面 積	原因及びその日付	所 有 者	有 無	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 割横とする。

様式第 7 号の 2（第 50 条関係）

建 物 の 登 記 記 録 調 査 表

調査年月日		調査者		整理番号	
表 題 部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所 在				家屋番号	
種 類		構 造		床 面 積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権 利 部 甲 区 欄（所 有 権）					
登 記 名 義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄（所有権以外の権利）					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存 続 期 間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存 続 期 間		
仮登記の内容					

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 Ⅲ縦とする。

様式第 7 号の 2（第 50 条関係）

建 物 の 登 記 記 録 調 査 表

調査年月日		調査者		整理番号	
表 題 部（主たる建物の表示、附属建物の表示）					
所 在				家屋番号	
種 類		構 造		床 面 積	
登記原因及びその日付					
所有者					
権 利 部 甲 区 欄（所 有 権）					
登 記 名 義 人	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
	氏名、名称			共有持分	
	住所、所在地				
権 利 部 乙 区 欄（所有権以外の権利）					
登 記 名 義 人	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存 続 期 間		
	氏名、名称				
	住所、所在地				
	権利の種類		権利の内容		
	権利の始期		存 続 期 間		
仮登記の内容					

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 Ⅲ縦とする。

様式第 8 号の 1（第50条関係）

権 利 者 調 査 表（土地）

調査年月日				調査者			整理番号		
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名			生 年 月 日 死亡年月日					
	登記名義人の住所								
	相 続 関 係					相続系統図	別 紙		
	相続人の氏名	生 年 月 日 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所					
外	法定代 理人等	氏 名							
		住 所							
	財 産 管理人	氏 名							
		住 所							
権 利 者 が 法 人	法 人 の 名 称								
	主たる事務所の所在地								
	法人の 代表者	氏 名							
		住 所							
	破産管 財人等	氏 名							
		住 所							

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 用紙縦とする。

様式第 8 号の 1（第50条関係）

権 利 者 調 査 表（土地）

調査年月日				調査者			整理番号		
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名			生 年 月 日 死亡年月日					
	登記名義人の住所								
	相 続 関 係					相続系統図	別 紙		
	相続人の氏名	生 年 月 日 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所					
外	法定代 理人等	氏 名							
		住 所							
	財 産 管理人	氏 名							
		住 所							
権 利 者 が 法 人	法 人 の 名 称								
	主たる事務所の所在地								
	法人の 代表者	氏 名							
		住 所							
	破産管 財人等	氏 名							
		住 所							

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 用紙縦とする。

様式第8号の2（第50条関係）

権 利 者 調 査 表 （建物）

調査年月日				調査者			整理番号		
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名						生 年 月 日 死亡年月日		
	登記名義人の住所								
	相 続 関 係					相続系統図	別 紙		
	相続人の氏名	生 年 月 日 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所					
外	法定代 理人等	氏 名							
		住 所							
	財 産 管理人	氏 名							
		住 所							
権 利 者 が 法 人	法 人 の 名 称								
	主たる事務所の所在地								
	法人の 代表者	氏 名							
		住 所							
	破産管 財人等	氏 名							
		住 所							

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**縦とする。

様式第8号の2（第50条関係）

権 利 者 調 査 表 （建物）

調査年月日				調査者			整理番号		
権 利 者 が 法 人 以 外	登記名義人の氏名						生 年 月 日 死亡年月日		
	登記名義人の住所								
	相 続 関 係					相続系統図	別 紙		
	相続人の氏名	生 年 月 日 死亡年月日	被相続人 との続柄	相続人の住所					
外	法定代 理人等	氏 名							
		住 所							
	財 産 管理人	氏 名							
		住 所							
権 利 者 が 法 人	法 人 の 名 称								
	主たる事務所の所在地								
	法人の 代表者	氏 名							
		住 所							
	破産管 財人等	氏 名							
		住 所							

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

様式第 9 号（第57条関係）

年 月 日

様
土地所有者
住 所
氏 名
関 係 人
住 所
氏 名
住 所
氏 名
印
印
印

土 地 境 界 立 会 確 認 書

起業
工事用地の測量のため下記記載
の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記
県 市 区
郡 町

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関 係 人	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 判縦とする。

様式第 9 号（第57条関係）

年 月 日

様
土地所有者
住 所
氏 名
関 係 人
住 所
氏 名
住 所
氏 名
印
印
印

土 地 境 界 立 会 確 認 書

起業
工事用地の測量のため下記記載
の土地の境界について、私共が現場で立ち会いのうえ、確認いたしました。

記
県 市 区
郡 町

対 象 地					対象地に対する隣接地					摘要
大字	字	地番	地目	公簿地積	大字	字	地番	地目	関 係 人	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 番縦とする。

様式第10号の1（第100条、第124条、第130条関係）

計画概要表（検討資料）

整 理 番 号		検討月日		検 討 者			
所 在 地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容 積 率		そ の 他	
建物所有者				家族人員		占 有 者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途	
(1)		，	，	，	，		
(2)		，	，	，	，		
(3)		，	，	，	，		
(4)		，	，	，	，		
計		，	，	，	，		
敷地面積（A）	，	事業用地率 （B）／（A）	，	特記事項			
事業用地 面積（B）	，	残地建築 可能面積	，				
残地又は建築 可能面積（C）	，	建築可能 延べ面積	，				
営 業 の 実 態							
業 種		基 本 額	収 益	円			
			給 料	円			
従業員数	固定経費		円				
一か月の 売 上			計	円			
検討結果							

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 罫縦とする。

様式第10号の1（第100条、第124条、第130条関係）

計画概要表（検討資料）

整 理 番 号		検討月日		検 討 者			
所 在 地				用途地域		建ぺい率	
土地所有者				容 積 率		そ の 他	
建物所有者				家族人員		占 有 者	
建物の構造概要		一階面積	二階面積	三階面積	延べ面積	主たる用途	
(1)		，	，	，	，		
(2)		，	，	，	，		
(3)		，	，	，	，		
(4)		，	，	，	，		
計		，	，	，	，		
敷地面積（A）	，	事業用地率 （B）／（A）	，	特記事項			
事業用地 面積（B）	，	残地建築 可能面積	，				
残地又は建築 可能面積（C）	，	建築可能 延べ面積	，				
営 業 の 実 態							
業 種		基 本 額	収 益	円			
			給 料	円			
従業員数	固定経費		円				
一か月の 売 上			計	円			
検討結果							

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 罫縦とする。

様式第10号の2（第100条、第124条、第130条関係）

計 画 概 要 表

所在地			敷	・㎡	特 記 事 項	
建築物所有			地	1. 残地実測図		
土地所有			面	2. 図 上 求 積		
計画道路等 敷地に接面 する道路関係			積	3. そ の 他		
		郡・区・私・m	等	〔 〕		
		42 条 2 項 年 月 日	の			
	道路（第 号）		確			
	道路後退距離	m	認			
建築基準法関係	都市計	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域				
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業				
		工業専用・特別用途地区（ ）無指定				
		高度地区（ ）種・美観地区・風致地区第（ ）種				
防火指	防火・準防火・無指定					
22条・23条指定地	防火しなければならない範囲					
建 べ い	（ ）％ 敷地に二以上の地域・地区のある場合（ ）％			設		
角 地 適	有 ・ 無 （条件 ）			備		
容 積 率	（ ）％ 敷地に二以上の地域・地区のある場合（ ）％			に		
絶 対 高	有 ・ 無 （ ）m			係		
建 築 協	有 ・ 無 （ ）			る		
壁 面 後	有 ・ 無 （ ）			も		
斜 線				の		
北 側 斜 隣 地 斜 道 路 斜				そ の 他		
(図示)						

（注） 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4 横とする。

様式第10号の2（第100条、第124条、第130条関係）

計 画 概 要 表

所在地			敷	・㎡	特 記 事 項	
建築物所有			地	1. 残地実測図		
土地所有			面	2. 図 上 求 積		
計画道路等 敷地に接面 する道路関係			積	3. そ の 他		
		郡・区・私・m	等	〔 〕		
		42 条 2 項 年 月 日	の			
	道路（第 号）		確			
	道路後退距離	m	認			
建築基準法関係	都市計	区域内・区域外・市街化区域・市街化調整区域				
	区域・地区	第一種住専・第二種住専・住居・近隣商業・準工業・工業				
		工業専用・特別用途地区（ ）無指定				
		高度地区（ ）種・美観地区・風致地区第（ ）種				
防火指	防火・準防火・無指定					
22条・23条指定地	防火しなければならない範囲			設		
建 べ い	（ ）％ 敷地に二以上の地域・地区のある場合（ ）％			備		
角 地 適	有 ・ 無 （条件 ）			に		
容 積 率	（ ）％ 敷地に二以上の地域・地区のある場合（ ）％			係		
絶 対 高	有 ・ 無 （ ）m			る		
建 築 協	有 ・ 無 （ ）			も		
壁 面 後	有 ・ 無 （ ）			の		
斜 線				そ の 他		
北 側 斜 隣 地 斜 道 路 斜						
(図示)						

（注） 計画道路等は、用地買収によって新設道路又は河川敷等をいう。
用紙の大きさは、日本産業規格A列4 横とする。

様式第10号の3（第124条、第130条関係）

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 ㎡ (.)	建ぺい率 (%)	. %	. %	. %
	容 積 率 (%)	. %	. %	. %
	建物(計画)延べ面積	. ㎡	. ㎡	. ㎡
	面 積 増 減 率	. ㎡ (. %)	. ㎡ (. %)	. ㎡ (. %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット＝ (M) デメリット＝ (D)		(M)		
		(D)		
総 合 判 断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 並横とする。

様式第10号の3（第124条、第130条関係）

計 画 概 要 比 較 表

項 目		A 案	B 案	C 案
敷地面積 ㎡ (.)	建ぺい率 (%)	. %	. %	. %
	容 積 率 (%)	. %	. %	. %
	建物(計画)延べ面積	. ㎡	. ㎡	. ㎡
	面 積 増 減 率	. ㎡ (. %)	. ㎡ (. %)	. ㎡ (. %)
建築基準法その他法令上の問題点				
平面計画上の メリット及びデメリット メリット＝ (M) デメリット＝ (D)		(M)		
		(D)		
総 合 判 断				
判 定				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 並横とする。

様式第10号の4（第100条、第124条、第130条関係）

面 積 比 較 表

建 物 階 NO	現 状 建 物		A 案			B 案			C 案			備 考
	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1	階 床 面 積											
2	階 床 面 積											
3	階 床 面 積											
4	階 床 面 積											
	建物延べ面積											
	面 積 増 減 率	①			%			%			%	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 判横とする。

様式第10号の4（第100条、第124条、第130条関係）

面 積 比 較 表

建 物 階 NO	現 状 建 物		A 案			B 案			C 案			備 考
	室 名	面 積	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	階	面 積	増 減	
1	階 床 面 積											
2	階 床 面 積											
3	階 床 面 積											
4	階 床 面 積											
	建物延べ面積											
	面 積 増 減 率	①			%			%			%	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 垂横とする。

様式第11号の1（第111条関係）

居 住 者 調 査 表

(自家・家主)										調査者		調 査		整 理	
										年月日		番 号			
建物所在地															
建物所有者住所															
建物所有者氏名又は名称			法人を代表する者の氏名及び住所				電話番号	局 番（呼）							
土地の所有者住所・氏名															
建物取得年月日（不明の時は推定）		年 月 日	建物の取得方法			居住年月日（不明の時は推定）		年 月 日							
建 物 の 居 住 者															
続 柄		氏 名		生 年 月 日		所 在 地		職 業							
世帯主				年 月 日											
				年 月 日											
				年 月 日											
建物に借家・借間人が居住している場合															
貸家貸間の別		貸 主		借家借間 人氏名		家 賃		貸家貸間 面積		権利金 敷 金		契 約 年月日		契約書の有無	
						円		㎡		円				有・無	
戸籍簿等の調査															
使 用 状 況						住居面積									
摘 要															
配偶者居住権に関する調査結果															
配偶者居住権の有 無		有・無		存続 期間		終身・ 年		権利の 始 期							
上記認定理由															
配偶者居住権者の 氏 名						配偶者居住権者の 住 所									

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 判縦とする。
2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第11号の1（第111条関係）

居 住 者 調 査 表

(自家・家主)										調査者		調 査		整 理	
										年月日		番 号			
建物所在地															
建物所有者住所															
建物所有者氏名又は名称			法人を代表する者の氏名及び住所				電話番号	局 番（呼）							
土地の所有者住所・氏名															
建物取得年月日（不明の時は推定）		年 月 日	建物の取得方法			居住年月日（不明の時は推定）		年 月 日							
建 物 の 居 住 者															
続 柄		氏 名		生 年 月 日		所 在 地		職 業							
世帯主				年 月 日											
				年 月 日											
				年 月 日											
建物に借家・借間人が居住している場合															
貸家貸間の別		貸 主		借家借間 人氏名		家 賃		貸家貸間 面積		権利金 敷 金		契 約 年月日		契約書の有無	
						円		㎡		円				有・無	
戸籍簿等の調査															
使 用 状 況						住居面積									
摘 要															
配偶者居住権に関する調査結果															
配偶者居住権の有 無		有・無		存続 期間		終身・ 年		権利の 始 期							
上記認定理由															
配偶者居住権者の 氏 名						配偶者居住権者の 住 所									

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 番縦とする。
2 調査を行った項目についてのみ記載する。ただし、「配偶者居住権の有無」「上記認定理由」は、必ず調査結果を記載する。

様式第11号の2（第111条関係）

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)				調査者		調 査		整 理	
				年月日		番 号			
住 所									
氏 名 又は名称					電話 番号	局 番 (呼)			
続 柄	氏 名	生 年 月 日		職 業		勤務先所在地			
世帯主又は 法人を代表 する者		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
家主氏名			家 賃	月	円	権利金 敷 金			
借家面積			借間面積	㎡		住 居 面 積			
借家・借間 契約年月日	年 月 日		契約 期間	年		賃貸借契 約書、住			
使用状況	入居日 年 月 日		入居 期間	年		民票等の 有無			
備 考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **判**縦とする。

様式第11号の2（第111条関係）

居 住 者 調 査 表

(借家・借間)				調査者		調 査		整 理	
				年月日		番 号			
住 所									
氏 名 又は名称					電話 番号	局 番 (呼)			
続 柄	氏 名	生 年 月 日		職 業		勤務先所在地			
世帯主又は 法人を代表 する者		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
		年 月 日							
家主氏名			家 賃	月	円	権利金 敷 金			
借家面積			借間面積	㎡		住 居 面 積			
借家・借間 契約年月日	年 月 日		契約 期間	年		賃貸借契 約書、住			
使用状況	入居日 年 月 日		入居 期間	年		民票等の 有無			
備 考	家賃差について、特記すべき事情がある場合は、当該欄に記載する。								

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **番**縦とする。

様式第12号（第115条関係）

消 費 税 等 調 査 表

(1/2)		調査者		年月日	
都道 府県		郡 市	区	町 村	大字
調査対象者	住 所	都道 府県	郡 市	町 村	大字
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産		
基 準 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」				
	☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」				
	☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」				
	☐ 消費税簡易課税制度選択届出書				
	☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書				
	☐ 消費税課税事業者選択届出書				
	☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書				
	☐ 消費税課税事業者届出書				
	☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書				
	☐ 法人設立届出書				
	☐ 個人事業の開廃業等届出書				
	☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書				
	☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用）				
	☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)				
	☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書				
	☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書				
☐ (新設)					
☐ (新設)					
☐ その他の資料					

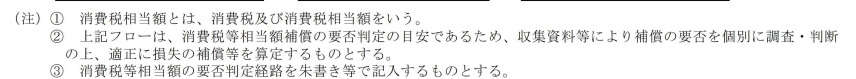
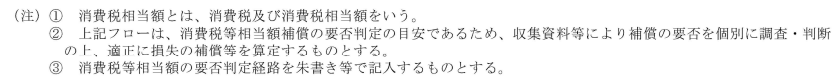
(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 ~~判~~縦とする。
2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。

様式第12号（第115条関係）

消 費 税 等 調 査 表

(1/2)		調査者		年月日	
都道 府県		郡 市	区	町 村	大字
調査対象者	住 所	都道 府県	郡 市	町 村	大字
	氏 名 又 は 法人・代表者名				
調査対象物件名・用途			調査対象物件の資産の区分		
			☐ 事業用資産 ☐ 家事共用資産		
基 準 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日				
前年(個人)又は 前事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日				
調 査 ・ 収 集 し た 資 料	☐ 前年又は前事業年度の「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」				
	☐ 基準期間に対応する「消費税及び地方消費税確定申告書（控）」				
	☐ 基準期間に対応する「所得税又は法人税確定申告書（控）」				
	☐ 消費税簡易課税制度選択届出書				
	☐ 消費税簡易課税制度選択不適用届出書				
	☐ 消費税課税事業者選択届出書				
	☐ 消費税課税事業者選択不適用届出書				
	☐ 消費税課税事業者届出書				
	☐ 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書				
	☐ 法人設立届出書				
	☐ 個人事業の開廃業等届出書				
	☐ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書				
	☐ 消費税課税事業者届出書（特定期間用）				
	☐ 特定期間の給与等支払額に係る書類(支払明細書(控)、源泉徴収簿等)				
	☐ 特定新規設立法人に該当する旨の届出書				
	☐ 高額特定資産の取得に係る課税事業者である旨の届出書				
☐ 適格請求書発行事業者登録に係る通知書					
☐ 適格請求書発行事業者登録に係る取消届出書					
☐ その他の資料					

(注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 ~~判~~縦とする。
2 本調査表には、消費税等相当額補償の要否判定フロー（標準）を添付すること。



様式第13号の1（第121条、第129条関係）

企 業 概 要 書

所 在 地						組	
名 称 及 び 代 表 者 名							
業 種							
製造、加工 販売等品目						織	
原材料、製 品及び商品 の 種 類							
主な仕入先 販売先							
移転工法検 討上留意す べき事項						図	
敷 地 面 積 (A)	・ ㎡	事業用 地面積 (B)	・ ㎡	(B)／(A)	%		
用途地域等 の公法上の 規 制	用途地域	建ぺい率	容 積 率	そ の 他			
特 記 事 項						製品等 の製造 工程流 れ図	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 割横とする。

様式第13号の1（第121条、第129条関係）

企 業 概 要 書

所 在 地						組	
名 称 及 び 代 表 者 名							
業 種							
製造、加工 販売等品目						織	
原材料、製 品及び商品 の 種 類							
主な仕入先 販売先							
移転工法検 討上留意す べき事項						図	
敷 地 面 積 (A)	・ ㎡	事業用 地面積 (B)	・ ㎡	(B)／(A)	%		
用途地域等 の公法上の 規 制	用途地域	建ぺい率	容 積 率	そ の 他			
特 記 事 項						製品等 の製造 工程流 れ図	

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 垂横とする。

様式第13号の2（第124条、第130条関係）

移転工法（計画）案検討概要書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 （建物、機械設備 等の移転方法及 び移転期間）			
移転計画の特長 （メリット）			
移転計画の問題点 （デメリット）			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

- （注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **割**横とする。
2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第13号の2（第124条、第130条関係）

移転工法（計画）案検討概要書

項 目	A 案	B 案	C 案
移転計画の概要 （建物、機械設備 等の移転方法及 び移転期間）			
移転計画の特長 （メリット）			
移転計画の問題点 （デメリット）			
移転費用概算額			
総 合 判 断			

- （注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 **割**横とする。
2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第 13 号の 3（第 124 条、第 130 条関係）

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法（補償建物の棟数、面積、概算額、その他）			
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機種名、概算額その他）			
敷地内の動産（駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積の確保状況）			
営業補償等に 係るもの （休業する部門補償概算額、その他）			

（注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 ~~用~~横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第 13 号の 3（第 124 条、第 130 条関係）

移転工法（計画）各案の比較表

項 目	A 案	B 案	C 案
移転対象建物の範囲及び移転の方法（補償建物の棟数、面積、概算額、その他）			
主たる工作物（機械設備等）の移転範囲及び方法（機種名、概算額その他）			
敷地内の動産（駐車場、緑地、原料、製品等の置場面積の確保状況）			
営業補償等に 係るもの （休業する部門補償概算額、その他）			

（注） 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 ~~用~~横とする。

2 項目については、調査した内容に応じて、適宜、追加削除すること。

様式第14号（第138条, 第148条関係）

補償説明記録簿

説明場所									
説明年月日		平成	年	月	日	時 間	自	至	
出席者	説明者								
	相手方								
説明内容及び質疑									
特記事項									
総括監督員		主任監督員		監 督 員		業務代理人		主任技術者	担当技術者

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第14号（第142条関係）

補償説明記録簿

説明場所									
説明年月日		平成	年	月	日	時 間	自	至	
出席者	説明者								
	相手方								
説明内容及び質疑									
特記事項									
総括監督員		主任監督員		監 督 員		業務代理人		主任技術者	担当技術者

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第15号（第170条関係）

土 地 調 書

静岡県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

月 年 日

受注者
調査責任者氏名

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所
氏名又は名称

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称

記

郡 町
地内
県 市 区

大字	字	地	公 簿		取得し、又は使 用しようとする 土地		所有権以外の 権利のうち用 益物権等		所有権以外の 権利のうち担 保物権等		摘 要
			地 目	地 積	現 況 地 目	面 積	種 類	権利者の 氏 名	種 類	権利者の 氏 名	

様式第15号（第164条関係）

土 地 調 書

静岡県が施行する 工事のために必要な土地について下記のとおり調書を作成する。

月 年 日

受注者
調査責任者氏名

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 土地所有者住所
氏名又は名称

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称

記

郡 町
地内
県 市 区

大字	字	地	公 簿		取得し、又は使 用しようとする 土地		所有権以外の 権利のうち用 益物権等		所有権以外の 権利のうち担 保物権等		摘 要
			地 目	地 積	現 況 地 目	面 積	種 類	権利者の 氏 名	種 類	権利者の 氏 名	

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第16号（第170条関係）

物 件 調 書

取得
静岡県が施行する 工事のため、移転の対象となる物件について、下記の
使用
とおり調書を作成する。

月 年 日

受注者
調査責任者氏名

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所
氏名又は名称

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称

記

郡 町
地内
県 市 区

大字	字	地	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権 利 の 種 類	関係人の 氏 名	土地所有 者の氏名	移転義務 の 有 無	摘 要

様式第16号（第164条関係）

物 件 調 書

取得
静岡県が施行する 工事のため、移転の対象となる物件について、下記の
使用
とおり調書を作成する。

月 年 日

受注者
調査責任者氏名

下記記載事項に誤りがないことを確認する。

年 月 日 物件所有者住所
氏名又は名称

年 月 日 関係人住所
氏名又は名称

記

郡 町
地内
県 市 区

大字	字	地	種類	形状 寸法	単位	数量	所有権以外の 権 利 の 種 類	関係人の 氏 名	土地所有 者の氏名	移転義務 の 有 無	摘 要

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番紙とする。

様式第17号（第8条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所
称号又は氏名
代 表 者 氏 名

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙
担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備 考

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 ~~判~~縦とする。

様式第17号（第8条関係）

年 月 日

様

受注者 住 所
称号又は氏名
代 表 者 氏 名

担当技術者通知書

業務の名称

年 月 日付けで契約締結した上記業務の担当技術者を下記の者に定めましたので、別紙
担当技術者経歴書を添えて通知します。

記

担当技術者氏名	担当する補償等業務の名称	備 考

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 ~~番~~縦とする。

様式第18号 (第17条関係)

用地調査等業務の施行に関する指示票					
年 月 日					
業 務 の 名 称					
指 示 事 項	添付図面	葉			
		総括監督員			
		主任監督員			
		監 督 員			
上記事項について指示します。					
上記指示について承諾しました。 年 月 日		業務代理人			
		主任技術者			
		担当技術者			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版縦とする。

様式第18号 (第17条関係)

用地調査等業務の施行に関する指示票					
年 月 日					
業 務 の 名 称					
指 示 事 項	添付図面	葉			
		総括監督員			
		主任監督員			
		監 督 員			
上記事項について指示します。					
上記指示について承諾しました。 年 月 日		業務代理人			
		主任技術者			
		担当技術者			

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

様式第19号（第17条関係）

用地調査等業務の施行に関する承諾書			
年 月 日			
業 務 の 名 称			
承 諾 事 項	添付図面	業	
		業務代理人	
	主任技術者		
	担当技術者		
上記事項について承諾願います。			
上記指示について承諾しました。 年 月 日		総括監督員	
		主任監督員	
		監 督 員	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4 版縦とする。

様式第19号（第17条関係）

用地調査等業務の施行に関する承諾書			
年 月 日			
業 務 の 名 称			
承 諾 事 項	添付図面	業	
		業務代理人	
	主任技術者		
	担当技術者		
上記事項について承諾願います。			
上記指示について承諾しました。 年 月 日		総括監督員	
		主任監督員	
		監 督 員	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4 番縦とする。

用地調査等業務の施行に関する協議書				
年 月 日				
業 務 の 名 称				
協 議 事 項				
摘 要				
上記指示について協議します。 年 月 日	総括監督員		業務代理人	
	主任監督員		主任技術者	
	監 督 員		担当技術者	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4 版縦とする。

用地調査等業務の施行に関する協議書				
年 月 日				
業 務 の 名 称				
協 議 事 項				
摘 要				
上記指示について協議します。 年 月 日	総括監督員		業務代理人	
	主任監督員		主任技術者	
	監 督 員		担当技術者	

（注）用紙の大きさは、日本産業規格A列4 番縦とする。

様式第21号（第14条関係）

打 合 せ 記 録 簿

打 合 せ 場 所									
打合せ年月日		平成	年	月	日 ()	時 間	自	至	
出席者	発注者								
	受注者								
打 合 せ 内 容 及 び 質 疑									
特 記 事 項									
総括監督員		主任監督員		監 督 員		業務代理人		主任技術者	担当技術者

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 判縦とする。

様式第21号（第14条関係）

打 合 せ 記 録 簿

打 合 せ 場 所									
打合せ年月日		平成	年	月	日 ()	時 間	自	至	
出席者	発注者								
	受注者								
打 合 せ 内 容 及 び 質 疑									
特 記 事 項									
総括監督員		主任監督員		監 督 員		業務代理人		主任技術者	担当技術者

（注） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4 番縦とする。

様式第 22 号（第 169 条関係）

土 地 買 取 調 書

郡 町 地内
県 市 区

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要
				公 簿	実 測		

様式第 22 号（第 163 条関係）

土 地 買 取 調 書

郡 町 地内
県 市 区

大 字	字	地 番	地 目	地 積 (㎡)		前所有者名	摘 要
				公 簿	実 測		

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦とする。

(新設)

様式第23号（第11条関係）

用地調査等業務に係る個人情報の取扱いに関する点検表

No.	チェック項目	回答	実施状況(いない又は該当なしと回答した場合は、その理由を記入してください。)
責任体制等			
1	責任体制を整備し、責任者、従事者を県に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
2	個人情報等を閲覧するための権限(ID、パスワード等)は、県に届け出た者以外に付与しないようにしていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
教育・研修			
3	当該委託業務に携わる従事者に対し、個人情報の保護、情報セキュリティに関する教育・研修を実施し、個人情報の取扱いに関する安全保護措置の内容と必要性を理解させていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
再委託等			
4	再委託等を行う必要がある場合は、県の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
5	再委託等に対して、業務及び個人情報の取扱いについて、どのような管理監督を行っていますか。 (管理監督の具体的な内容を実施状況欄に記入してください。)		
取得			
6	個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
目的外利用及び提供の禁止			
7	県から引き渡され、又は受託者が取得、作成した個人情報を県の同意を得ることなく委託契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供しないようにしていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
複製・複製の禁止			
8	県から引き渡された個人情報について、県の同意を得ることなく、複製・複製しないようにしていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
重要情報の管理			
9	個人情報を取り扱う作業場所は、部外者が簡単に入れない枠内の適切な場所に特定していますか。(入退室管理及び施錠管理を行っていますか。)	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
10	作業場所を県に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
11	当該委託業務に関する個人情報は、右帳へ記載することにより組織的に管理していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
12	県と作業場所との間で情報を運搬する際の運搬方法が特定されていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
13	県と作業場所以外の場所へ情報を持ち出す際には、県の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
14	県の同意を得て情報を持ち出す場合にも、常に携帯し、移動中は業務に必要な以外の行動はしないようにしていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	

(新設)

No.	チェック項目	回答	実施状況(いいえは該当なしと回答した場合は、その理由を記入してください。)
15	<u>個人情報</u> が記録された記録媒体や紙媒体は、 <u>施錠管理</u> できる保管室や金庫等で厳重に保管していますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
16	<u>電子化</u> されている個人情報には、 <u>暗号化</u> やパスワードの設定による安全保護措置がとられていますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
17	<u>従事者</u> が作業場所から不正に情報を持ち出せないような対策をとっていますか。(具体的な対策の内容を実施状況欄に記入してください。)	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
パソコン等の管理			
18	<u>私的に</u> 利用するパソコン等で個人情報を取り扱わないようにしていますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
19	<u>個人情報</u> を取り扱うパソコン等は必要最小限のものに限定し、 <u>台帳</u> により管理をしていますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
20	<u>個人情報</u> を取り扱うパソコン等にセキュリティウィヤー等の <u>盗難防止</u> 対策を実施していますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
21	<u>個人情報</u> を取り扱うパソコン等は、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を行っていますか。 <u>盗む</u> をえず、インターネットに接続されている場合、ファイアウォール等による厳重な不正アクセス防止対策が実施されていますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
22	<u>個人情報</u> を取り扱うパソコン等について、常に最新のセキュリティパッチを適用していますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
23	<u>個人情報</u> を取り扱うパソコン等にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態に更新していますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
24	<u>個人情報</u> を取り扱うパソコン等に個人情報の漏えいにつながる業務に <u>関係ない</u> アプリケーションがインストールされていることを確認していますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
25	<u>個人情報</u> を取り扱うパソコン等について社外への持ち出しが必要な場合、持ち出すパソコン等を特定するとともに必要最小限の台数にしていますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
26	<u>個人情報</u> を取り扱うパソコン等について社外への持ち出しが必要な場合、管理係等により持ち出し状況を確認していますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
漏えい等防止対策			
27	<u>複数の宛先</u> に一斉に電子メールを送信する際は、宛先を原則BCCとしていますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
28	<u>電子メール</u> や郵便物を発送する際は、宛先や内容に誤りがないか複数人で確認していますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	
29	<u>漏えい</u> 等事故発生時には、当該事故を知った時点で、直ちに委託者に第一報を入れるとともに、以後の状況を適時報告することを認識していますか。	☐ いい ☐ いいない ☐ 該当なし	